

2020年11月号トピックス

トピックスの1

- **買い物減税（個人所得税）が、実施されました。対象となる「買い物」は次の通り。**
 - (1) 対象期間⇒2020年10月23日から2020年12月31日 (MR 368,cl.1)
 - (2) 上記期間内での支払い⇒実際に支払うこと(カードもOKと思われる)(DGN for IT 390 cl.2)
 - (3) 買い物の条件⇒ 正式なタックス・インボイス(E-Tax Invoiceも可(DGN for IT 390 cl.2))または(書籍購入といった非課税取引の場合)領収書(MR 368,cl.1)
 - (4) 対象となる買い物⇒ 物品だけでなくサービスも対象(cl.1)
国内での購入または使用するものに限られる(cl.1)
原則VAT課税品(書籍代、OTOP製品の非課税品目購入代などの例外がある)(cl.1、2)
非対象品目がある(酒類、たばこ、車両の給油、ホテル宿泊料等) (cl.3)
- (5) 減税の効果
 - (A) 所得控除が認められるのは、所得者の個人所得税の納税義務者(cl.1)
 - (B) 夫婦各々が個人所得税の納税義務を持つときは、両者分に認められる。(DGN for IT 390 cl.1)
 - (C) 例えば 30,000THBを全部使ったとして、節税額は以下の通り。
年間の課税所得(この買い物所得控除以外の各種控除を差し引いた純額)が1,000,000THB超で2,000,000THB以下の場合には、最終段階の適用税率である25%分=7,500THB、2,000,000THB超で5,000,000THB以下の場合には、最終段階の適用税率である30%分=9,000THBが節税額となる。
- (6) 適用の方法
支払いが生じた当該月の源泉徴収税額(PND1)、または、年間の確定申告(PND91)で適用して税額を計算する。
- **修正申告した場合の還付加算金の計算**
申告期限内に申告しないと、還付金にかかる利息(日本でいう還付加算金)は、計算されない、ということは、省令に明文があるので、広く実務として定着している感があります。しかし、申告期限内に申告したが、その後で修正申告したときの還付加算金についても、後で修正申告した時を「申告期限内での申告ではなかった」として、還付加算金の計算を否定する当局実務が、多く見られます。これについて、私どもは、最高裁判例を見つけました。本号ではこれを所載しております。

労働許可証の申請における書式及び証拠資料の変更について

職業斡旋局は、2020年11月1日より、労働許可の申請を希望又は就労の継続を希望する外国人のために、労働許可の申請、労働許可証の発行及び外国人の就労届出に関する省令に基づく申請及び雇用に必要な書式及び証拠資料について、以下の通り変更した。

番号	申請書の名称	廃止する旧書式の名称	新書式の名称 (2020年11月1日適用)	備考
1.	第59条に基づく外国人労働許可申請及び労働許可証更新申請書	ト一・ト一1(新規申請用) ト一・ト一5(労働許可証更新用)	ボ一・ト一25様式	熟練技能者及び専門家用
2.	第63条に基づく外国人労働許可申請及び労働許可証更新申請書	以前なし	ボ一・ト一26様式	追放された外国人又は送還まちの不法入国者で、第63/2条に該当しない者を対象
3.	第63/1条に基づく外国人労働許可申請及び労働許可証更新申請書	ト一・ト一7様式	ボ一・ト一27様式	1.革命評議会通達により国籍が剥奪された者 2.タイ国内で出生したが、革命評議会通達により、タイ国籍を取得できない者
4.	第60条の第2項に基づく外国人就労許可代理申請書	ト一・ト一3様式	ボ一・ト一32様式	雇用者が外国にいる外国人専門家を代理して申請する場合
5.	第61条に基づく必要又は緊急又は特別な業務遂行通知書	ト一・ト一10様式	ボ一・ト一34	
6.	第61条に基づく必要又は緊急又は特別な業務遂行期間延長申請書	以前なし	ボ一・ト一35様式	
7.	第61条に基づく必要又は緊急又は特別な業務遂行通知書受理書	以前なし	ボ一・ト一36様式	
8.	第61条に基づく必要又は緊急又は特別な業務遂行期間延長申請受理書	以前なし	ボ一・ト一37様式	
9.	第62条に基づく必要又は緊急又は特別な業務情報通知書	以前なし	ボ一・ト一38	BOI/IEAT/石油公団/その他の法令に定める恩典行使の場合

10.	労働許可証上の項目変更申請書	労働許可証上の項目修正変更申請書	ボー・ト-44	例：改名並びに労働許可証上の各種詳細の変更
11.	仏歴 2563(2020)年 4 月 1 日付 労働省通達(主題：外国人就労禁止業種)末尾の第 2 付表 及び第 3 付表に定める業種の変更又は追加の場合の労働許可証項目変更申請書	以前なし	ボー・ト-45	第 4 付表に定められていない業種。(例：家政婦は第 3 又は第 2 付表へ移行)
12.	雇用証明書	雇用証明書	ボー・ト-46	

緊急且つ必要又は特別な業務で、外国人は 15 日以内に完了させなければならない業種の指定

職業斡旋局は、一時的な入国が許可された外国人が 15 日以内の完了を条件として従事することができる緊急且つ必要又は特別な業務を指定し、2020 年 10 月 30 日から適用される。当該緊急且つ必要又は特別な業務は、以下の通りである。

- (1) 会議、研修訓練、セミナー、展覧会又は展示会の開催
- (2) 特別学術講演
- (3) 航空管理
- (4) 内部監査
- (5) 業務結果のフォローアップ作業および技術的な問題解決作業
- (6) 製品または商品の品質検査
- (7) 生産工程の検査または改善作業
- (8) 機械および発電設備の点検または修理作業
- (9) 機械の修理または設置作業
- (10) 電車システムの技術的作業
- (11) 航空機または航空設備の技術的作業
- (12) 機械修理または機械制御システムのコンサルタント業務
- (13) 機械の実演および試運転業務
- (14) 映画または写真の撮影
- (15) 国外での就労者を送り出すための就労希望者の選考作業
- (16) 国外での就労者を送り出すための技能者の試験

電子システムによる ISO 又はその他同等の国際基準の条件に定める業務結果報告(e-ISO)の過程

ISO9000 又は ISO14000 基準又はその他同等の国際基準の証明書取得を条件とする事業について、投資委員会から投資奨励恩典を受けた者は、操業開始日から起算して 2 年以内に品質証明書を取得する手続きを行うこととなっており、以前までは、事務局にて書面による資料を提出する者であった。しかし、現在、投資委員会事務局では、投資委員会事務局通達第ボー5/2563 号(主題：電子システムによる ISO 又はその他同等の国際標準に基づく業務結果報告の過程)が発布されたことにより、被投資奨励者は、2020 年 12 月 1 日から休日に拘わらず 24 時間電子システムにより ISO 又はその他同等の国際基準の条件に定める業務報告を行うことが可能となった。これに伴い、旧式のサービスは 2020 年 11 月 30 日をもって終了する。

電子システムによる操業開始期限延長のみの申請における手順

投資委員会により投資奨励恩典を受けた者は、奨励証書発行日から 36 ヶ月以内に操業開始が可能となるよう、準備を整えることが求められる。その際、機械を使用する事業は、電子システムにより機械恩典報告システム(Electronics Machine Tracking)によって機械輸入期限延長許可申請と同時に、3 回を上限として、1 回につき 1 年延長することができる。非奨励者の機械輸入期限延長申請が 3 回行った場合、操業開始期限延長のみ、さらに 1 回延長することができる。以前、同手続きは、事務局にて書面による資料を提出しなければならなかつたが、現在投資委員会事務局は、投資委員会通達第ポー6/2563 号(主題: 電子システムによる操業開始期限延長のみの申請における手順(e-Extension))を適用したことにより、2020 年 12 月 1 日から休日に拘わらず 24 時間電子システムにより操業開始通知期限延長のみの申請を行うことが可能となつた。これに伴い、旧式のサービスは 2020 年 11 月 30 日をもつて終了する。

2019 年コロナウイルス感染拡大により株主総会の遅延が生じた場合における登記官への説明文提出措置の廃止

産業振興局は、コロナウイルスの感染拡大状況により影響を受けたことにより、期限以内の株主総会開催が不可能となつた会社又はパートナーシップに対して、総会開催後に登記官に対し開催遅延の理由を記した説明文を提出する旨、定めていた 2020 年 3 月 4 日付 2019 年コロナウイルス感染拡大状況対応措置を廃止する通達を発布していたが、産業振興局はこれを廃止し、2020 年 12 月 1 日より、仏歴 2548(2005) 年非常事態における行政統治に関する緊急勅令第 9 条により発布する規則に基づく電子会議の開催を定めるほか、仏歴 2563(2020) 年電子媒体を介した遠隔会議に関する緊急勅令を適用する。

訴訟手続き前の調停

官報は、仏歴 2563(2020) 年訴訟手続き前の調停に関する最高裁判所長官規則を発表した、同規則は、訴訟手続き前の調停に関して解説しているものであり、禁止事項のある場合を除き、すべての民事上の紛争に対して適用することができる。その際の申し立てのための申請は、書面で行うことが求められ、当該申請は郵便、運送業者、ファクシミリ又はその他司法裁判所所定の電子媒体によって送達することができる。その後、担当官は当該申立てを受理するに妥当な理由があるかを勘案するために、申立人から事実関係についての質問を行う。申し立てが受理された際、電話によって紛争当事者に対し調停参加に承諾するかについて問い合わせることとしている。合意又は和解契約は書面をもって行うものとして、紛争当事者は自分で(合意又は和解契約に)署名しなければならない。裁判所に対する合意又は和解契約に基づく判決の要請については、当事者双方は遅くとも当該合意又は和解契約の締結日以内に申請し、裁判所が必要又は正当な理由があると判断する場合には、直ちに当該合意又は和解契約に基づく判決を出し、調停文は調書であるものとみなし、裁判所はその調書において、訴訟記録を報告するものとする。

調停案件としての申立ての受理が禁止される場合とは、当該申立てが不誠実であるか、紛争当事者又は他者に対して不利を被る意図があるもの、当該紛争を民事事件としていずれかの裁判所に対して提訴した、過去に本規則に基づく調停が行われたが、和解が成立しなかつた。但し、状況が変わつた又は調停を行うに相当するような理由がない場合。

訴訟手続き前の調停は、民事上の紛争のある者に対して、当該紛争案件を訴訟手続き前に解決するための選択肢となり、これによって訴訟手続きを行うことなく迅速に民事紛争を解決することが可能となるほか、時間及び資源の節約につながるものとなる。如何にせよ、訴訟手続き前の調停を希望しない紛争当事者は、通常通りの訴訟手続きも行うことができる。

仏歴……年機械登録に関する手数料免除を定める省令案

現在、2019年コロナウイルス感染拡大状況により、工業及び役務業に対し影響をもたらし、国家全体の経済状況に継続的に影響が及ぶことにより、事業者の収益の低下並びに製造コストの増加する状況となっている。従って、内閣は工業省の提案の通り、仏歴……年機械登録に関する手数料の免除を定める省令案の承認を閣議決定した。同省令案は、仏歴2514(1971)年機械登録法第17条に基づき発布された仏歴2560(2017)年機械登録に関する手数料に関する省令及び改正版により、支払う義務を有する機械所有権登録に関する3つ手数料、即ち、機械所有権手数料、登録の際に担当官が機械に対して押印する登録印費用及び認証付きの書類謄本の発行手数料について、同省令案適用日から1年間免除するものとしている。本免除措置は、事業の資金調達のための担保に供するため仏歴2514(1971)年機械登録に基づき機械の所有権を登録した持ち主である事業者に対して適用される。

為替管理について定める財務省通達(第10号)

官報は、財務省通達(第10号)(主題:為替管理について)を発表した。同通達では、仏歴2560(2017)年2月8日付財務省通達(第7号)(主題:為替管理について)により改正された仏歴2547(2004)年3月31日付財務省通達(主題:為替管理)の第2項を廃止し、条文を変更した者であり、新旧の相違点は、以下の通りである。

第2項(旧規定)	第2項(新規定)
以下の条件により外国へ送金又は貨幣を持ち出す場合は、担当官の認可を得なければならない。	外国への送金又は紙幣又は硬貨である貨幣を国外へ持ち出す場合、担当官の認可を要さず、一般的に行うことができる。
(1) 許可を受けた銀行による外国送金又は国外への貨幣の持ち出しで、外国の銀行が両替のために送金又は持ち込んできた貨幣又は外貨の価額を超えない額によるもの	(1)許可を受けた会社ではない法人又は外国銀行による外国送金又は国外への貨幣の持ち出しで、外国の銀行が当該国へ送金又は持ち出す紙幣又は硬貨として両替又は売却することを目的として送金又は持ち込んできた貨幣又は外貨の価額を超えない額によるもの
(2)ベトナム社会主義共和国、中華民国(雲南省のみ)並びにタイ国境と隣接する国への2百万バーツ以内の額による送金又は貨幣の持ち出し	変更なし
旧規定なし	(3)会社ではない許可を受けた法人又はベトナム社会主義共和国、中華民国(雲南省のみ)並びにタイ国境と隣接する国に所在する外国銀行による2百万バーツ以内の外国送金又は貨幣の持ち出しで、外国銀行の所在する国への送金又は貨幣の持込みを目的として、外国に居住地を有する者の当該国の銀行とのタイバーツ建て口座から引き出される貨幣を対象とするもの。
(3) (1)及び(2)以外の場合で、5万バーツ以内の外国送金又は国外への貨幣の持ち出し。	